

<報道発表資料>

令和7年3月27日

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

「民事調停セミナー」及び「無料相談会」の開催

弁護士を含めた民事調停委員が皆様の御相談を伺います

この度、京都市では、京都民事調停協会との共催により、当事者間の紛争の円満な解決を目指す民事調停制度の普及と、市民の皆様の相談機会の拡充のため、「民事調停セミナー」と調停委員（弁護士を含む。）による「無料相談会」を開催します。

【セミナー及び相談会の概要】

- 日時 令和7年5月15日(木)
【民事調停セミナー】午後1時30分～2時45分(受付・開場:午後1時から)
【無料相談会】午後3時～5時(受付:午後1時～1時30分、午後3時～4時30分)
※ 相談時間は、1組当たり30分程度。
- 場所 中京区総合庁舎4階第1研修室
(〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ)
※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- 開催内容 【民事調停セミナー】
 - 1 「民事調停はトラブル解決のお手伝い」
講師: 京都簡易裁判所職員
 - 2 「貸借をめぐる相談」
講師: 弁護士 谷山 智光 (たにやま ともみつ) 氏
- 定員 【民事調停セミナー】先着30名(事前申込制)
【無料相談会】12組(当日先着順。事前の申し込みは不要。)
- 申込 【民事調停セミナー】令和7年5月1日(木)～5月12日(月)に、
HP (<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000338640.html>) 又は
FAX (075-366-2259) からお申込みください。
- 参加料 無料
- 運営 主催: 京都民事調停協会、共催: 消費生活総合センター

<民事調停制度について>

金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に対して、当事者双方から実情を聴き、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

<お問合せ先>

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

電話：075-366-2250